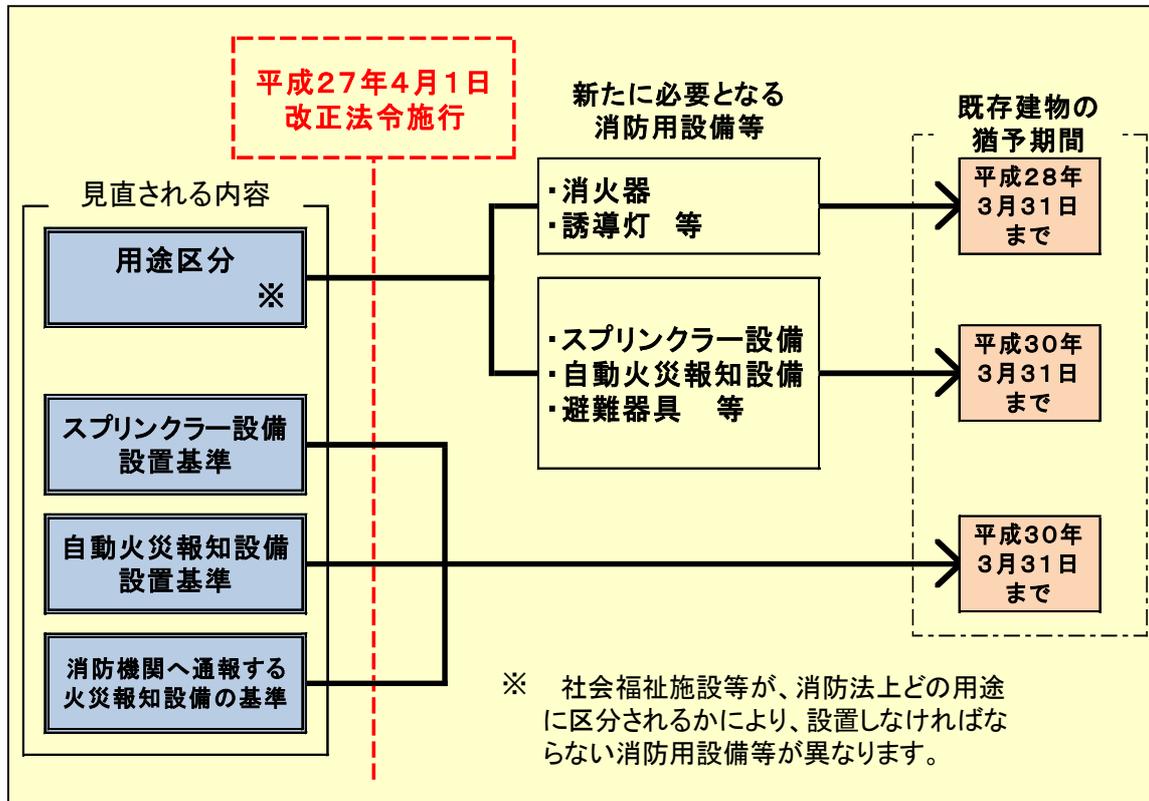


社会福祉施設等に対する消防法令が改正されました

～川崎市消防局からのお知らせです～

1 改正の概要

社会福祉施設等で発生した火災を受けて、消防法令が改正され、社会福祉施設等の用途区分や、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の消防用設備等の設置基準が見直されました。



今回の消防法令の改正により、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合があります。

2 改正の内容【施行日：平成27年4月1日】

(1) 社会福祉施設等の用途区分の見直し

軽費老人ホーム等で、自力で避難することが困難な者の入居若しくは宿泊が常態化している施設、お泊りデイサービス等で要介護者に入浴、排泄、食事の介護等を行う施設などの消防法上の用途区分を明確に位置付けました。



(2) 消防用設備等の基準の見直し

① スプリンクラー設備の設置基準

主として自力で避難することが困難な者が入居等する社会福祉施設については、延べ面積に関係なく、スプリンクラー設備を設置することとされました。



② 自動火災報知設備の設置基準

老人デイサービスセンター等や避難に当たり一定の介助が必要な高齢者、障害者等が利用する施設のうち、利用者を入居させ、又は宿泊させるものについては、延べ面積に関係なく、自動火災報知設備を設置することとされました。



③ 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準

主として自力で避難することが困難な者が入居等する社会福祉施設については、火災の際、ボタン1つで消防機関へ通報することができる、「消防機関へ通報する火災報知設備」の起動方法が、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することとされました。



3 猶予期間

平成27年4月1日の時点において、既存の建物等は、消防用設備等の設置について、猶予期間が設けられています。



4 お問い合わせ先

ご不明な点や詳細につきましては、最寄の消防署へお問い合わせください。

- | | | |
|---------|------------------------|------------------|
| ○ 臨港消防署 | 予防課 (川崎区池上新町 3-1-5) | 電話 044-299-0119) |
| ○ 川崎消防署 | 予防課 (川崎区南町 20-7 3階) | 電話 044-223-0119) |
| ○ 幸消防署 | 予防課 (幸区戸手 2-12-1) | 電話 044-511-0119) |
| ○ 中原消防署 | 予防課 (中原区新丸子東 3-1175-1) | 電話 044-411-0119) |
| ○ 高津消防署 | 予防課 (高津区二子 5-14-5) | 電話 044-811-0119) |
| ○ 宮前消防署 | 予防課 (宮前区宮前平 2-20-4) | 電話 044-852-0119) |
| ○ 多摩消防署 | 予防課 (多摩区柘形 2-6-1) | 電話 044-933-0119) |
| ○ 麻生消防署 | 予防課 (麻生区万福寺 1-5-4) | 電話 044-951-0119) |

消防局 予防部 予防課 (川崎区南町 20-7 電話 044-223-2723)
査察課 (川崎区南町 20-7 電話 044-223-2753)

